

會計監査役、本支部、審査監督を爲す

幹事、支部長、幹事長に補佐し各部に事務を掌る

各事業部長、支部長に補佐し各事業、事務を統理す

各事業部員、部長に補佐し各事業、事務を掌る

第五章 附則

第十五條 既納の會金及會費一切之を返還せし

第十六條 本規約の總會に於て出席總會の員三分二以上賛成す

ル時、變更スル事を得

附則

兵産勞務部第一四六號

大正十四年二月三日

兵庫縣知事 平塚廣義

14.2.

岡野大臣右禮次郎殿

社會局長官長岡隆一郎殿

警視總監太田政弘殿

京都大改神余少愛知

岡山福司各府縣知事殿

總同盟尼崎聯合會近況件

最近一財財界不況、影響自受テ官下尼崎市地方ニ於テハ
事業不振、故以テ本年初頭既

14.2.5
第35号